

# 宮城県公報

行 県  
宮 城  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区1号  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

ページ

## 条 例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の

下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある同項に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十一条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は第二項第一号」を

「、第二項第一号又は第三項(第二号を除く。)」に、「第七十三条の二第十項」を「第七十三条の二第十一項」に改め、同条第三項各号中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。

第十六条の二第二項中「法第七十二条の二十八第二項又は」を「これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び」に改め、同条第三項中「予知して当該申告書」を「予知して修正申告書」に、「から当該申告書」を「から当該修正申告書」に、「申告書が」を「修正申告書が」に、「申告書の提出期限」までを「修正申告書の提出期限」まで」に改め、同条第四項中「の減額更正」を「を減少させる更正(これに類するものとして令第九条の十第一項に規定する更正又は令第三十三条の三第一項に

規定する更正を含む。以下この項及び第六項において「減額更正」という。)」に改め、「税額に限る。」の下に「第六項において同じ。」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものとして令第九条の

九の六第一項に規定する更正又は令第三十三条の二第一項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る県民税又は事業税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(こ

れに類するものとして令第九条の九の六第二項に規定する更正又は令第三十三条の二第二項に規定する更正を含む。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納

付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分として令第九条の九の六第三項に規定する税額又は令第三十三条の二第三項に規定する税額に

限る。)については、当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第二

項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

6 第二項の場合において、修正申告書の提出があつたとき(当該修正申告書に係る県民税又は事業税について当初申告書が提出されており、かつ、減額更正があつた後に、当該修正申告書が提出さ

れたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額については、当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第二項の各事業年度終了の日後二月を経

過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第三十条中「によつて」を「により」に改める。

第三十八条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二号中「ガス供給業」の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項

に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧

一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第五十三条の二第二項中「二戸につき千二百万円」を「二戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第二項中「第

六十条第九項」を「第六十条第十項」に、「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第三項中「第六十一条の二第一項」を「第六十条第三項」に、「及び第十項並びに第六十一条の二第一項」を「、第三項及び第十一項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「場

合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改める。

第六十条第一項中「においては」を「には」に、「この項、次項及び第十項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸に」、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項及び第六十一条の二第一項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十一条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十一条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第六十一条第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第六十一条の二第一項中「既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。」を削る。

第六十二条の二中「によつて」を「により」に改め、「前における当該仮換地等」の下に「である土地」を加え、「第四項まで若しくは第十項」を「第五項まで若しくは第十一項」に改め、同条の表を次のように改める。

第五十四条の二第二項 土地に

土地に対応する法第七十三条の二第

第六十条第一項	額に当該土地	十一項に規定する仮換地等（第六十条第一項から第五項まで及び第十一項並びに第六十二条第一項において「仮換地等」という。）に
第六十条第一項第一号	の上	額に当該土地に対応する仮換地等
第六十条第二項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第六十条第二項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第六十条第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第六十条第三項第一号	の上	に対応する仮換地等の上
第六十条第四項及び第五項	土地に	土地に対応する仮換地等に
第六十条第十一項	の上	に対応する仮換地等の上
前条第一項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるものうち
	の上	に対応する仮換地等の上

附則第七条の三第一項中「、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項）を「から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）に、「」において」を「」の規定により」に改め、同条第三項中「、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項（同条第二十九項）を「から第二十七項まで及び第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項）に、「」において」を「」の規定により」に、「及び同条第二十九項」を「及び同項」に改める。

附則第十条の二第一項中「ガス供給業」の下に「（同条第一項第二号に規定するガス供給業をいう。第二項において同じ。）」を加える。

附則第十条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」

に、「同号」を「第六十条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内と同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に、「当該取得の日から三年以内」に「第六十条第一項第一号に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として」を「第六十条第一項第一号に規定する」に改める。

附則第十条の八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第十一条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「につき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、同条第四項中「附則第三条の二の十七第一項」を「附則第三条の二の十八第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

5 都市再生特別措置法第九十九条の六第二項第一号に規定する者が同法第九十九条の八の規定による公告があつた同法第九十九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち令附則第七条第十二項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

6 租税特別措置法第十條第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受けにより令附則第七条第二十三項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の二第一項中「第十項の」を「第十一項の」に、「この項、次項及び第十項」を「この条」に、「二戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に、「この項及び第十項」を「この項及び第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第二項中「この項」を「この条」に改め、「第五十三条の二第一項に規定する」を削り、「附則第九条の三第一項に規定するもの」の下に「（以下この条において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事

対象住宅とともに取得したものに限る。以下この項において「改修工事対象住宅用地」という。）

を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で令附則第九条の四に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分））についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

附則第十一条の二の見出し中「改修工事対象住宅」の下に「又は改修工事対象住宅用地」を加え、同条第一項中「不動産取得税のうち」を「不動産取得税額のうち」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県税事務所長は、不動産取得税の納税義務者から当該不動産取得税について前条第三項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同項に規定する取得の日から二年以内の期間を限つて、その取得した土地に係る不動産取得税のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の取得の日から二年以内に、当該土地に係る住宅について前条第二項に規定する改修工事を行うこと、当該改修工事を行った後、当該土地を個人に譲渡すること及び当該住宅を当該個人の居住の用に供することを証明するに足りる書類を添付して、第五十七条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを県税事務所長に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- 二 納税義務者が前条第二項に規定する宅地建物取引業者であること。
- 三 土地の所在、地番、地目及び地積
- 四 住宅の所在地、家屋番号、新築年月日、構造及び床面積
- 五 土地及び住宅の取得年月日

六 前条第二項に規定する改修工事の着工及び完了の予定年月日

七 納税義務者が土地を個人に譲渡する予定年月日

八 住宅を譲渡された個人が居住の用に供する予定年月日

九 その他知事が必要と認める事項

附則第十一条の二の三の見出し中「改修工事対象住宅」の下に「又は改修工事対象住宅用地」を加え、同条に次の二項を加える。

3 県税事務所長は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において当該不動産取得税について附則第十一条の二第三項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、その事実を証する書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 納税義務者が附則第十一条の二第二項に規定する宅地建物取引業者であること。

三 土地の所在、地番、地目及び地積

四 住宅の所在地、家屋番号、新築年月日、構造及び床面積

五 土地及び住宅の取得年月日

六 附則第十一条の二第二項に規定する改修工事の着工及び完了の年月日

七 納税義務者が土地を個人に譲渡した年月日

八 住宅を譲渡された個人が居住の用に供した年月日

九 その他知事が必要と認める事項

附則第十一条の二の四第一項中「によつて」を「により」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び附則第十一条の二第三項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削る。

附則第十一条の四第二項から第四項まで、同条第五項各号列記以外の部分及び同条第六項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十一条の四の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十一条の四の三第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）」を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制御装置」という。下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱

警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第四条の六の二第十二項」を「附則第四条の六の二第十三項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「乗用車（法施行規則附則第四条の六の二第八項に規定するものに限る。）又はバス（同条第九項に規定するものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第四条の六の二第十項」を「附則第四条の六の二第十二項」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び道路運送車両法」を「道路運送車両法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（法施行規則附則第四条の六の二第八項に規定するものに限る。）又はバス（同条第九項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同条第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十一条の四の三第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた

衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十一条の四の三第十三項中「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「同条第十六項」を「法施行規則附則第四条の六の二第十七項」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第四条の六の二第十四項」を「附則第四条の六の二第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十一条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「又は第五項」を削り、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）（都市再生特別措置

法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

二 附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）（産業競争力強化法

等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

（延滞金に関する経過措置）

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第十六条の二第五項及び第六項の規定は、

平成二十九年一月一日以後に同条第二項の申告書の提出期限が到来する法人の県民税又は事業税に

係る延滞金について適用する。

（事業税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行

日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動

産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお

従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例附則第十一条の四の三第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動

車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する

自動車取得税については、なお従前の例による。